

部長及び参事官

殿

所 属 長

人 材 発 第 9 5 号

令和 7 年 3 月 21 日

5 年保存（口訓）

本 部 長

「高知県警察術科訓練安全管理要綱の制定について」（通達乙）

県警察における術科訓練における安全管理については、これまで「高知県警察術科訓練安全管理要綱の制定について（通達甲）」（平成28年3月18日警務発第322号。以下「旧通達甲」という。）及び「安全に配慮した術科訓練の推進について（通達乙）」（令和6年4月16日人材発第201号。以下「旧通達乙」という。）に基づき推進してきたところであるが、「術科訓練における安全管理の指針の改正について（通達）」（令和7年2月4日警察庁丙人発第14号）の施行に伴い、旧通達甲と旧通達乙の内容を一本化し、別添のとおり「高知県警察術科訓練安全管理要綱」に定め、令和7年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、この通達乙の実施をもって旧通達乙は廃止する。

高知県警察術科訓練安全管理要綱

第1 目的

この要綱は、高知県警察術科訓練規程（平成26年3月本部訓令第10号）第2条に規定する術科について、訓練の安全管理体制及び安全管理の措置基準を定めることにより、訓練における受傷事故の防止及び保健管理の適正を図ることを目的とする。

第2 術科安全管理委員会

1 設置

術科訓練における受傷事故の防止及び保健管理の適正を期し、安全かつ効果的な訓練（試合、検定、競技及び審査を含む。以下同じ。）を推進するため、県本部に術科安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の任務

委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 安全管理の基本となるべき対策の樹立に関すること。
- (2) 事故の調査、統計、分析及び再発防止に関すること。
- (3) 安全意識の高揚に関すること。
- (4) その他安全かつ効果的な術科訓練を推進するために必要な措置に関すること。

3 委員会の構成

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警務部長

委員 警務課長、術科指導室長、厚生課長その他委員長が必要と認める所属長

4 委員会の運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 委員会の事務は、警務課において処理する。

第3 安全管理体制

1 術科安全管理責任者等の指定

本部長は、術科訓練に伴う受傷事故を防止するため、警務課長を術科安全管理責任者（以下「安全管理責任者」という。）とし、捜査第一課長、免許センター長、交機隊長、高速隊長、機動隊長、警察学校長及び署長を術科安全管理者（以下「安全管理者」という。）に指定する。

2 安全管理者等の任務

- (1) 安全管理責任者

県警察における術科訓練に伴う受傷事故の防止を総括し、次の安全管理対策を推進する。

- ア 安全かつ効果的な術科訓練を推進するための対策を講じること。
- イ 安全管理に関する教養の実施計画に関すること。
- ウ 術科指導者の安全管理に係る知識技能の向上に関すること。
- エ 事故の調査、統計、分析及び再発防止に関すること。

(2) 安全管理者

所属における術科訓練に伴う受傷事故の防止を指揮監督し、次の安全管理対策を推進する。

- ア 安全管理の実施状況に係る実態把握及び指導改善に関すること。
- イ 安全管理に関する教養の実施及び安全意識の高揚に関すること。
- ウ 術科指導者の運用に関すること。
- エ 事故の調査、報告及び再発防止に関すること。

3 術科指導者による安全管理の遵守事項

- (1) 安全管理者は、術科訓練の実施に関して、真に適性を有すると認められる者を術科指導者として運用し、安全管理を遵守させること。
- (2) 術科指導者は、安全管理者の指揮監督を受け、本要綱が示す安全管理を遵守して訓練の指導に当たるとともに、平素から安全管理に係る知識技能の研鑽に励むこと。
- (3) 安全管理者は、術科指導者の不在時には、高段級位者や所属幹部を臨時指導者とした上で、安全管理上必要な指示を行わせたり、受傷事故の可能性が低い基礎訓練にとどめるなどの配慮をさせること。

第4 安全管理上の留意事項

1 共通事項

(1) 指導体制の確立

- ア 訓練指導体制を確立して常に訓練者の動静に注視するとともに、異常を認めたときは、直ちに訓練を中止させて必要な措置をとること。
- イ 訓練者の数、訓練場所、訓練内容等を考慮し、適宜、指導体制の強化や班編制を行うなど効率的かつ統制のとれた訓練を実施すること。
- ウ 訓練中の受傷事故に備え、適切な応急手当を行うことができる救急措置の体制を確立すること。また、救命・救急用具が必要とされる訓練科目の場合には、確実に事前点検を行った上で、直ちに使用できる状態にしておくこと。

(2) 訓練者の健康状態及び体力等を考慮した安全管理

- ア 訓練者の健康状態を常に把握し、必要があると認めるときは、事前に

医師の診察を受けさせること。

イ 心臓血管系疾患、脳血管障害等で治療中（経過観察、既往症を含む。）の者、高血圧症の者等、訓練上支障のある者に対しては訓練を免除するなど、医師の診断に基づいた適切な措置をとること。

ウ 訓練者の体力、体格、技能、段級位、平素の訓練状況等に応じた訓練計画を策定し、安全かつ効果的な訓練を行うこと。

(3) 訓練環境の整備

ア 射撃場、道場、体育館等の訓練施設は、常に整理整頓に努め、訓練に不要な物品等を置かないこと。

イ 訓練施設の床面、畳、腰板部、照明、冷暖房、換気装置、消火設備等を随時点検し、破損箇所等を発見したときは、速やかに補修、整備の措置又は手続をとること。

ウ 訓練に使用する服装、用具、防具等は、それぞれ訓練者の体格に合った物を着装、又は使用させること。また、定期的かつ訓練前後に必ずこれらの点検を行い、異常を認めた場合は使用を禁止し、又は補修した後に使用させること。

(4) 暑熱対策

警察庁人事課厚生管理室が編集した「熱中症対策マニュアル」等の執務資料を活用するなどし、熱中症の定義、原因、症状、万一発生した際における応急処置及び予防等に係る知見について、平素から職員に対する研鑽を促すとともに、訓練の実施に際しては、適宜の休憩、水分補給等に細心の注意を払うなど、気温や湿度等の環境に応じた具体的な対策を実践することについて、それぞれの立場に応じた役割を適切に発揮すること。

(5) 急性硬膜下血腫及び脳震盪等による重大事故の防止

ア 訓練者が、訓練中に脳が激しく揺さぶられたおそれのある場合は直ちに訓練を中止し、寝かした状態で安静にさせること。その際、少しでも意識障害やめまい、頭痛、嘔吐等の異常が認められる場合には、救急車を要請するなど、速やかに専門医の診断を受けさせること。

イ 初心者又は平素の訓練が不足している者については、受身や基本動作への習熟に十分な練習期間を確保した上で、その習熟程度に応じて段階的に高強度の訓練へ移行すること。具体的には、次の事項を遵守すること。

(ア) 柔道：柔道無段者及び柔道を始めてから6か月未満の者の試合（練習試合を含む。以下同じ。）の禁止

ただし、段級審査時において、柔道無段者は、訓練開始から6か月

以上が経過し、体力、技能等が求める水準に達したと認められる場合、試合を行うことができる。

(イ) 逮捕術：逮捕術技能検定「初級」未取得者及び逮捕術を始めてから6か月未満の者に対する自由訓練及び試合における「投げ」の禁止

ウ ヘッドキャップや面下等は、頭部への衝撃の緩和等に一定の効果が見込まれるものの、とりわけ受身を失敗すると脳が大きな回転加速度を受けることにより、脳実質が歪んだり、脳表と硬膜を結ぶ架橋静脈が引っ張られるなどすることによる脳へのダメージを防ぎきれない場合があることから、その効果を過信しないこと。

エ 畳敷きの場所以外で投技を実施する場合は、相手の身体を崩し、投げられる体勢にした段階で動作をやめさせること。

(6) その他

ア 準備運動及び整理運動を十分に行うこと。

イ 訓練者には過度な競争意識を持たせないようにすること。

2 科目別特記事項

(1) 逮捕術訓練

ア 逮捕術防具を装着しない訓練を実施する場合の当て身、警棒及び警じょうの打ち突きは、相手の身体に触れる直前に動作をやめさせるとともに、必要に応じて、ソフト警棒、ソフト警じょう、その他緩衝剤を取り付けた訓練用資機材を使用させること。

イ 逮捕術防具を装着した訓練を実施する場合は、頭部を保護するため、衝撃防止機能のある面下等を装着させること。

ウ 制圧技等により、相手が「参った」と発声した場合又は手や足で身体若しくは他を2度以上打って合図した場合は、直ちに術技をやめさせること。

エ 制服で訓練を実施する場合において投技の訓練、寝技姿勢における訓練等を実施するときは、帯革着装に伴う受傷事故防止に留意すること。

オ ナイフ等の凶器や拳銃の使用を想定した訓練を実施する場合は、必ず模擬凶器や模擬拳銃を使用し、拳銃を訓練場所に持ち込ませないこと。

(2) 拳銃訓練

本通達に示すほか、別に定めるところによる。

ア 拳銃訓練全般における留意事項

(ア) 訓練者には、いかなる場合においても、警察官等拳銃使用及び取扱い規範(昭和37年国家公安委員会規則第7号)第14条に規定する安全規則及び高知県警察術科訓練規程(平成26年3月本部訓令第10号)に

より別に定められた拳銃訓練の安全管理に関する事項を遵守させるとともに、訓練立会責任者、実射訓練指揮官及び術科指導者（以下「指導者等」という。）による指示を確実に実行させること。

- (イ) 訓練は、回転式拳銃と自動式拳銃の携帯者別に、訓練場所及び時間を異にして行うよう努めること。やむを得ず同時に訓練を行うときは、銃種による班を編成して行うこと。
- (ウ) 指導者等は、訓練者全員が号令による操法が終わったことを確認した後、次の操法の訓練を行うこと。
- (エ) 訓練全体の開始及び終了時並びに空撃ち訓練を行う前のほか、必要に応じて、弾倉内（自動式拳銃にあっては、弾倉及び薬室内。以下同じ。）の弾の有無を確認させ、弾が装填（自動式拳銃の弾倉にあっては充填。以下同じ。）されていないことを点検すること。
- (オ) 訓練中は、訓練場所に訓練関係者以外の者を立ち入らせないこと。
- (カ) 訓練中に拳銃の故障等があった訓練員については、拳銃を安全な状態にして、正面を向いたまま片手を挙げる合図をするなどの方法により、指導者等に申告させること。

イ 射撃場における実包による訓練（以下「実射訓練」という。）を行うときの措置

- (ア) 実射訓練時には、聴器障害予防及び眼球等保護のため、必ず聴力保護用具及び保護眼鏡を使用させること。
- (イ) 実射訓練時には、確実に射撃場内の換気措置を起動させて換気に留意すること。また、鉛粉じんによる健康障害の防止を図るため、訓練時の保護具の装着、訓練後の手洗い及びうがいを確実に行う等衛生管理対策を徹底させること。

ウ 射撃場以外の訓練場所において拳銃訓練を行うときの措置

実包を訓練場所に持ち込ませないために、訓練員が訓練場所へ入場する前に、弾倉内の弾の有無を確認させ、弾が装填されていないことを点検すること。また、同様に訓練場所入場後において弾倉内の確認及び点検を行うこと。

(3) 柔道訓練

- ア 初心者には、受身訓練の必要性和安全かつ合理的な投げ方を認識させるため、指導者が模範を示してから相互の訓練を行うこと。
- イ 初心者には、指導者が巻き込み等の危険な技について模範を示し、その危険性を正しく理解させ、努めてこれらの技をかけないように訓練を行わせること。

ウ 「柔道の安全指導」（公益財団法人全日本柔道連盟発行）に基づき実施すること。

(4) 剣道訓練

ア 剣道着を正しく装着し、定められた部位を正確に打突する訓練を行うこと。

イ ひび割れ等が生じた竹刀は使用しないこと。

ウ 訓練中のアキレス腱断裂等の事故を防止するため、下肢の補強運動を十分に行い、必要に応じてテーピング、サポーター等を使用させること。

エ 「剣道指導要領」（公益財団法人全日本剣道連盟発行）及び「剣道講習会資料」（一般財団法人全日本剣道連盟（現公益財団法人全日本剣道連盟）発行）に基づき訓練を実施すること。

(5) 体育訓練

ア 体育、競技の各種目に応じた訓練を行い基本的な練習法を習熟すること。

イ 正しい用具の用法に基づいた訓練を行うこと。

ウ グラウンドの小石等の危険物は、常に除去するなどその整備に留意すること。

(6) 水泳訓練

ア 海浜、河川等で訓練を行うときは、過去の訓練実績にかかわらず、新たな角度から指導者が訓練現場の实地踏査を行い、訓練方法、輸送経路・方法等を検討して計画を策定するとともに、事前に訓練者にその内容を周知徹底させておくこと。

イ 水泳訓練は、日本赤十字社の認定する水上安全法指導員、救助員の資格を有する者又は救急法上級者による指導に努め、常に訓練者を掌握できるように、指導、監視及び救護の任務分担を明確にすること。

(7) 走訓練

ア 走訓練は、原則として道路以外の場所で行うこと。やむを得ず道路で行うときは、交通量が少なく、かつ、安全な場所で行うこと。

イ 訓練当日の温度、湿度等を考慮して訓練時間帯、訓練内容、服装、装備等を決定するなど、訓練計画の弾力的な実施に配慮すること。

第5 訓練者や訓練の場面に応じたきめ細かい配慮

1 訓練者ごとの配慮

(1) 平素の訓練が不足している者を始め、相対的に体力等が劣る者に対しては、急激な訓練を行わず、必要に応じて訓練強度の調整を行いつつ、段階的に運動負荷をかけるよう留意すること。

- (2) 定年延長に伴い、体力低下及び健康問題等を有する高齢職員の増加が見込まれるところ、とりわけ高齢職員に対しては自身の体力等を過信して無理をすることのないよう十分に注意喚起すること。また、既往症や訓練時の体調等について、確実に把握する必要があることに留意すること。

2 訓練等の場面ごとによる配慮

(1) 試合、検定、審査及びこれらに向けた訓練

試合、検定、審査及びこれらに向けた訓練は、通常時に比べて高強度の訓練になりがちであることから、力量以上の著しく過度の運動負荷をかけたり、強引な術技をかけるなどにより、受傷事故が発生することのないように十分に注意させること。

(2) 体力、技能等に応じた検定、審査の実施と厳格な合否判定

検定や審査の受検に向けて行う訓練の場合も、安全管理を優先すべきことに留意し、一律に合格目標達成を目指すあまり、体力や技能等が求める水準に至っていないと認められる者に対してまで力量を超える高強度の訓練を課すことのないように注意すること。

また、これらの合否判定に際しては、段級位の意義がより高強度の訓練へ移行するための基礎的な技術修得を担保するものであることを踏まえ、厳格に審査を行うこと。

第6 訓練指導者等に対する教養の推進

1 訓練指導者に対する教養

安全管理責任者は、訓練指導者及び臨時指導者となりうる所属幹部等に対して、訓練中における負傷者の救急措置を始め、安全管理に関する教養を計画的に推進すること。

2 効果的な教養の実施

安全管理に関する教養は、専門的知識を有する部外講師を招へいして行うなど、真に効果の上がる教養に努めること。

第7 受傷事故に関する的確な分析と対策

安全管理責任者は、訓練中における受傷事故については、事案の大小に関わらず、発生状況やその原因について分析を行い、事後の術科訓練における適切な安全管理対策を講じること。

なお、分析に当たっては、受傷した訓練員の体力、技能や健康状態等のほか、訓練指導者等による指導状況や安全管理状況についても総合的に勘案すること。